



香川の 土地改良

発行所

香川県土地改良事業団体連合会

高松市番町 2 丁目 4 番 27-301 号

TEL (087) 822-0303

FAX (087) 851-1787

ホームページアドレス

<http://www.midorinet-kagawa.or.jp/>



恵みの雨と五穀豊穡を祈願した滝宮念仏踊（綾歌郡綾川町）平成 20 年 8 月 25 日

目 次

1. 平成 20 年度香川県土地改良管理指導事業推進委員会及び
香川県換地等促進事業推進委員会開催2
2. 中国四国農地集団化協議会平成 19 年度農地集団化事業研究会及び
第 40 回通常総会／「ふるさと探検隊」が行く3
3. さぬき“水の歴史考” (61) 札の辻井関の水利合戦
「四国作家」 同人 平井 忠志4～5
4. 非補助農業基盤整備資金のご案内6～7
5. 疏水百選「香川用水」水土里の路ウォーキング参加者募集／会と催し8

平成 20 年度香川県土地改良管理指導事業推進委員会 及び香川県換地等促進事業推進委員会開催

去る 7 月 28 日、香川県土地改良事業団体連合会会議室において香川県土地改良管理指導事業推進委員会及び香川県換地等促進事業推進委員会が開催された。

午後 1 時 30 分、土地改良管理指導事業推進委員会を開会。この推進委員会は、土地改良施設の円滑な管理運営ができるよう土地改良施設の管理指導事業及び土地改良事業に関する苦情・紛争等対策の内容について検討を行うことを目的としている。

開会にあたり委員長である水土里ネット香川山地常務理事より出席者に対するお礼のあと、本会では水土里情報利活用促進事業を実施しており、GIS を利用して土地改良施設の適切な保安全管理を目指しているので関係各位の協力を要請すると挨拶があった。

続いて、中国四国農政局農村計画部土地改良管理課島尾課長補佐、中国四国農政局土地改良技術事務所安達所長そして、香川県を代表して農政水産部土地改良課黒川課長よりご挨拶をいただき、協議に入り、下記の項目について審議された。

1. 平成 19 年度土地改良管理指導事業及び土地改良相談等事業実績について
2. 平成 20 年度土地改良管理指導事業及び土地改良相談等事業実施（案）について
3. その他（農業用施設における事故発生状況の報告）

午後 3 時 30 分からは、換地等促進事業推進委員会を開会。この推進委員会は、香川県における換地等事務の適正かつ円滑な推進を図るため、換地事務の指導及び農用地の利用集積の技術的指導並びに換地に関する異議紛争の処理に関する内容について検討を行うことを目的としている。

まず、委員長である水土里ネット香川山地常務理事より開会の挨拶。続いて中国四国農政局農村計画部土地改良管理課島尾課長補佐、高松法務局民事行政部不動産登記部門大久保総括表示登記専門官、香川県農政水産部土地改良課黒川課長よりご挨拶をいただいた。

続いて協議に入り、平成 19 年度土地改良換地等促進事業実績及び平成 20 年度土地改良換地等促進事業実施計画（案）についての審議が行われた。農地利用集積推進対策の推進地区において、今後の利用集積の啓発、技術的指導等についての質疑があったほか、法務局からは地図データの導入について、法務省フォーマットを利用してほしい等の要望があるなど活発な議論がなされたが、議案はいずれも原案どおり承認され会議を終了した。



さぬき “水の歴史考”

平井 忠志
（「四国作家」同人）

（61）札の辻井関の水利合戦

はじめに

土器川上流の満濃町長炭に、「札の辻横井」という土器川では最大の井関があった。今は近代的な大川頭首工だいせんとうしゅこうに改良されて、昔の姿は見られない。

昭和三十年の干ばつかばつの時、この井関をめぐって東岸の長炭地区と西岸の吉野地区が、土器川をはさんで熾烈しれつな水げんかを繰り返した。県警本部が武装警官一個小隊を動員した水利紛争に、焦点を当ててみたい。

殺生禁止の制札

札の辻横井は、川底の砂礫を盛り上げて作った「掻き揚げ関かきあげかん」である。江戸時代の初期、寛永年間に『これより南、殺生禁止』の制札が建てられていたので、「札の辻」と呼ばれていたという。

この井関で取り入れた用水は土器川右岸に導水し、長炭村長尾（満濃町）45町歩の水田を潤すとともに、綾歌町、飯山町（何れも丸亀市）の巨大ため池群に貯水する役目を帯びていた。

昭和30年の干ばつ

昭和三十年の夏は降雨が少なく、とくに中讃地域の干ばつはひどかった。八月十一日の四国新聞では『タメ池赤信号』『あと十日もたぬ』。十二日の新聞でも『タメ池は枯渴寸前』『仲多度郡下、気遣われる約四百町歩、うち満濃町百三十五町歩』と、見出しが躍る。

なかでも池を持たない河川掛かりの水田は、哀れであった。土器川の流れは細り、息絶え絶えの有様であった。そんな中、長炭地区の農民たちが、川幅半分をせいた札の辻横井を対岸まで延ばし、川幅一杯にせき止めてしまった。流心が左岸に変わったためである。

怒って横井を切り崩す

これを知った吉野地区の荒川おこしめんの出水掛かりの農民が怒った。「今まで東半分だった横井を、西までせき止め、流れ全部を取り込むのは慣行に反する」として、五十人ばかりが手に手に鋤を持って、横井の一部を切り崩した。「吉野地区に表流水を取る権利はない」と、長炭地区も怒った。

ついに土器川をはさんで両集落の農民がツルハシやクワを持って座り込み、不穏な形勢となった。これを知った琴平警察署は署員に非常招集をかけ、署長以下全員が現場に急行して警戒に当たった。

むろん県や満濃町長、長炭村長らが仲裁に入ったが、調停は難航した。

警官に投石・照明弾で応戦

翌十四日、県警本部は現地に警備本部を設置し、琴平署長を本部長に任命し、警官167人を警戒に当たらせた。その夜、徹夜で調停が進められ、仮調停がまとまり一応、水は長炭側に流された。

用心のため警察は、警官約40人を炎天下川中の井関の上に配備待機させていた。だが翌十五日午前9時半頃、吉野地区が太鼓を打ち鳴らして農民を集め、クワを持って井関に侵入して切り崩し始めた。

これを阻止しようとした警官と衝突し、中には警官に投石する者もあり、一時は騒然となった。午後4時頃、一時は収まったものの、夜中に吉野地区が再び堰を破壊し、長炭地区がなだれ込もうとしたため、警察は照明弾を打ち上げて応戦するなど、小競り合いが続いた。この



騒動で善通寺署員二人が負傷した。

二転、三転、四転

地元県会議員や県の関係部局、関係町村長などの調停は連日連夜にわたって行われた。だが厄介なことに、一旦は双方の代表者が仮調停を受け入れても、翌日になると地域住民のゴリ押しで主張をひるがえし、二転、三転して実力行使を繰り返す有様で、県も警察も事態を持て余していた。

8 月 16 日の午前三時半頃、やっと長炭 70 パーセント、吉野 30 パーセント取水で話し合いが成立し、関係者も一息ついて引き揚げた。

だが三日後の 19 日になり、事態は四転した。正午頃、長炭側 150 人ほどが乱入し、吉野地区の取り入れ口をせき止めたのである。

武装警官一個小隊を投入

これに怒った吉野地区は午後 3 時半頃、50 人ほどを動員して又もや井関を切り崩した。琴平署は直ちに県警本部に急報し、武装警官一個小隊 30 人ほどを現地に投入した。

ところがここで話がややこしくなった。岡田村(綾歌町)が札の辻横井の上流にある亀越池の貯水を土器川に放流し、札の辻関から取水することになった。その水はむろん、吉野地区には何の権利もなかった。

だが吉野地区はあくまで 70 : 30 の暫定比率を主張し、争いは三つ巴の様相を呈したのである。

横井を越えた恵みの雨

ここで「時の氏神」が現れた。21 日夜から 22 日の朝にかけ大雨が降り始めた。正午頃には土器川の流が札の辻横井を越流し始め、枯死寸前の稲も息を吹き返した。

この機をのがさず県は調停を再開したが、大勢の農民は引き揚げてしまった。警察も若干の監視者だけを残し、警備本部も琴平署に移された。恵みの雨は、まさに「時の氏神」であった。

調停裁判を申請

その後も調停は続いたが両者とも歩み寄りを見せず、結局不調に終わった。8 月 25 日、吉野地区は民事調停法に基づき、高松地裁丸亀支部に農事調停裁判を申請した。

だが裁判所も弱った。現地視察のうえ第一回調停を開いただけで、「当事者間の感情も激しており、根本的水利調整が必要」として、県に下駄を預けて休廷してしまった。

そこで県は「県営土器川右岸用水改良事業」の一環として「札の辻井関の近代化」計画を打ち出した。これに基づき翌年六月に調停裁判が成立し、札の辻井関に代わる「大川頭首工」が完成し、やっと争いに終止符が打たれた。

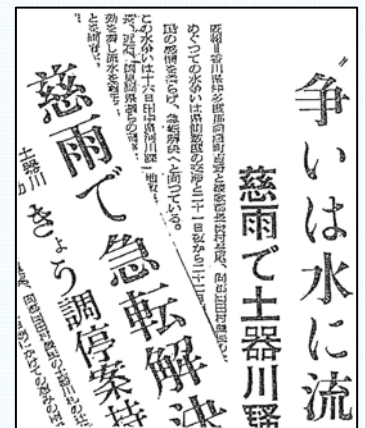
県警本部長に御礼状

ここに県農地部長・土木部長の連名で、県警本部長に宛てた一通の起案文書が残っている。『長炭村地内、札の辻井関に係る水利紛争の調停成立について』と題して、調停裁判の円満解決を報告した文書である。

その中で「これ全く警察御当局の、時宜を得た御警備の賜物と……」丁重に感謝の言葉を述べると共に、善通寺警察署長に格別の心痛を煩わせた旨、公文書にしては珍しくお礼の文言が綴られている。

※ ※ ※ ※

この事件から約十年後に香川用水が着工する。いわば、これが香川県最後の「水戦争」であった。



非補助農業基盤整備資金のご案内

土地改良施設の維持管理のために

非補助農業基盤整備資金とは、土地改良区等が国からの補助を受けないで実施する土地改良事業・生産基盤整備事業等に対して、農林漁業金融公庫等が農家負担の軽減を目的に、土地改良区等に対し低利で融資する資金です。

国の補助対象ではない事業（単県又は市町単独補助事業）についても、融資の対象となります。

- ① かんがい排水やほ場整備、客土などの事業を実施し、農業生産基盤の整備・保全の推進を図る場合の費用。
- ② 農業集落排水事業の実施において、国等の補助金以外の受益者が負担する部分、又、トイレ、浴室、洗面所の改修費用。
- ③ 土地改良区等が行う土地改良施設の維持管理事業に対して、揚排水機場・用排水路・フェンス等の設置、又、土地改良事務所の建設、事務機器等の購入などの費用。

★維持管理事業の主な用途

施設の種類	維持管理事業の例示	施設の種類	維持管理事業の例示
揚排水機場	揚水機、電動機の分解・補修 防塵装置の塗装・補修 通信通報用施設の補修	畑かん施設	揚水機、空気圧縮機 撒水施設等の機器類の補修 送水管・給水栓・電動弁の補修更新
ダム、頭首工 水門	門扉、開閉装置の補修・塗装 フェンスの新增設等	農道	敷砂利、橋梁の塗装
ため池	取水ゲート、土砂ゲート 開閉装置等の塗装・補修 堤体の補修、堆積土砂の浚渫 操作室の建屋、フェンス等の補修 観測・通信用施設の補修	施設管理施設	基礎・建屋・フェンス等の補修 フェンスの新增設 測量・自動制御機器類の取得更新 通信・警報装置の新增設等
		土地改良区の事務所	土地改良区の事務所の新增設、 補修等（事務機器の導入含む）
用排水路	護岸・床張の塗装・補修 分水工・落差工等の塗装・補修 路線の一部の改修・浚渫 管路の破損部分の交換・補修 ジョイント部分の補修	資材運搬、巡回 用ライトバン	取得、更新
		調査費	水利権更新に伴う調査 維持管理計画書や土地改良施設台帳 の更新のための調査

すべての施設に共通して、補強工事・電気系統の補修・防塵ネットの補修や新增設も対象になります。毎年経常的に支出される点検整備費や事務費・人件費等は対象になりません。

★貸付対象者

- ① 土地改良区、土地改良区連合（事業主体になる場合に限る。）、農業協同組合、農業協同組合連合会、農業を営む者、農業振興法人
- ② 5割法人・団体（農業を営む者及び上記①の法人がその構成員又はその資本金などの過半数を占めるか又は過半の出資等をしている法人・団体）

（注）1. 5割法人・団体が借入者となるのは、農業集落排水施設等の農村環境基盤施設及び集落道（集落環境基盤施設）を対象とする場合に限りま。

2. 団体への貸付は、構成員の全員又は一部の連帯債務として融資します。

★金利

融資時の利率が最終償還まで適用される「固定金利」です。（平成 20 年 8 月 20 日現在で 1.80%）借入時の金利は、金融情勢により変動します。最新の金利は、融資機関にご照会ください。

★返済期間

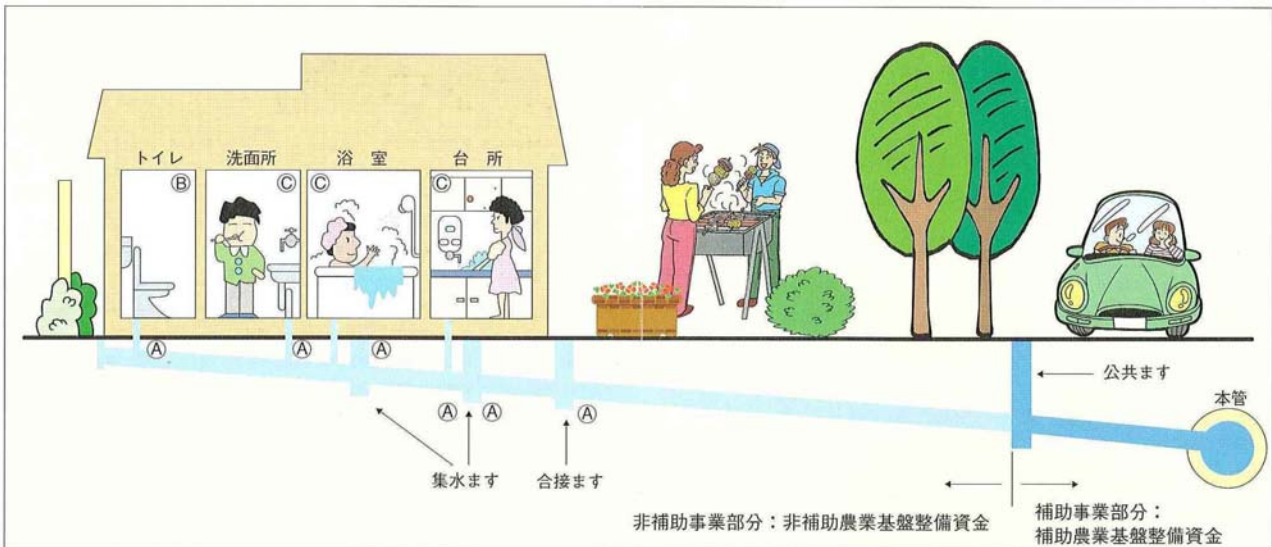
25 年（うち据置期間 10 年以内）の範囲で、施設の耐用年数等を考慮して決められます。

★融資限度額

土地改良区の負担する額の全額が対象となります。（最低限度額 50 万円）

農業集落排水事業とご利用いただける公庫資金

★ご家庭のトイレ、浴室、台所、洗面所の改修にも活用できます。



★家庭内の図の A～C の部分の具体的な内容及び借入れできる限度額は以下のとおりです。

工事の内容	貸付けの限度額
<p>A 宅地内排水管敷設工事 屋内排水管敷設工事 集水ます・合接ますの設置</p>	<p>A 借入れを希望される方が負担される額</p>
<p>B トイレの改修工事</p>	<p>B 借入れを希望される方が負担される額</p>
<p>C 浴室の改修工事 台所の改修工事 洗面所の改修工事</p>	<p>C 排水管に直接的に関係する施設について、1箇所当たり次の範囲内の額</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 浴室の改修工事:100万円 ● 台所の改修工事:50万円 ● 洗面所の改修工事:10万円

どんな時に使えるのですか？

- Q 1** 農業を営んでいない家庭の工事についても公庫資金を利用できるのか？
- A 1** 農業者の方が過半数を占める法人、団体を作っただけであれば、ご利用いただけます。
- Q 2** 個々の家庭における改修工事等（非補助事業）についての借入れは、いつでも可能か？
- A 2** 農業集落排水施設に係る補助事業が完了してから（供用開始時から）3年以内に借入れをしていただくことになっています。

第 3 回

参加者募集!

どすいひゃくせん かがわようすい みどり みち
疏水百選「香川用水」水土里の路ウォーキング

..... 香川用水と秋のみろく路を訪れませんか



香川用水が、平成 18 年 2 月に全国「疏水百選」に選ばれたのを機に、水土里の路ウォーキングを実施しています。3 回目となる本年は、さぬき市大川町のみろく自然公園を出発し、弥勒池や富田茶臼山古墳、そして田辺池にある香川用水施設などを巡ります。農業水利施設の役割や周辺の歴史文化についてふれながら、紅葉と澄んだ秋の空気を満喫しましょう。

日 時 平成 20 年 11 月 16 日 (日)
 午前 9 時～12 時 雨天決行

参加者に粗品プレゼント!

集 合 さぬき市みろく自然公園 (イベントドーム) 受付: 8:30～9:00

コ ー ス 公園みろく ~ 弥勒池 ~ 茶臼山古墳 ~ (田辺池)香川用水 ~ 羽鹿池 ~ 公園みろく 全 7 km コース

※ 詳細については、裏面のコース図を参照してください



内 容 チェックポイントで「香川用水やため池など関連施設」の説明をします。

参加費 無 料

主 催 共 催 水土里ネット香川用水 (香川用水土地改良区)、香川用水管理体制整備推進協議会
 香川県、さぬき市、さぬき市教育委員会、さぬき市みろく自然公園、(独)水資源機構
 香川用水総合事業所、水土里ネット香川、水土里ネット大川町、富田中央水利組合
協 力 香川県ウォーキング協会

申込方法 下記の申込書にご記入のうえ、香川用水土地改良区へ。※10月31日(金)必着 (先着 200 名)
 【 〒760-0017 高松市番町 2-4-27 FAX: 087-823-8369 】

問い合わせ先 香川用水土地改良区 総務課 木村・山田 (電話 087-822-0155)

注意事項 水筒・帽子・歩きなれた靴・雨具・弁当などは、各自でご用意下さい。

会 と 催 し

開催月日	会 の 名 称	開催場所
8 月 1 日	平成 19 年度農地集団化事業研究会及び第 40 回通常総会	島根県
4 日	都道府県土地改良事業団体連合会事務責任者会議	東京都
6 日	平成 20 年度農山漁村地域力発掘支援モデル事業説明会	岡山市
7 日	平成 20 年度第 2 回水土里情報利活用促進事業管内検討会	岡山市
8 日	中部地区土地改良協議会平成 20 年度第 1 回役員会	高松市
〃	仲多度土地改良事業推進協議会平成 20 年度第 1 回役員会	善通寺市
19 日	農山漁村地域力発掘支援モデル事業「アドバイザー・ミーティング」	東京都
21 日	高松市土地改良区連合会平成 20 年度理事長会	高松市
22 日	平成 20 年度綾歌地区土地改良当務者会通常総会・綾歌管内土地改良相談	坂出市
25 日	香川県農業会議第 3 回臨時総会	高松市